

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号」を「第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）

第5条第1項第3号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改め、同条第3項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第3項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る従業者の配置及び設備の基準については、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設に係る人員に関する基準等を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。